

発刊のことば

現代群馬県政史は、戦後の政治、経済、社会状況の変化の中での群馬県政の歩みを、広く公に提示し、後世に残すことを目的として、昭和三十四年に創刊しました。これまでに五巻を刊行してまいりましたが、このたび前巻の発行から十年あまりが経過したことから、第六巻を発刊することといたしました。

広範多岐にわたる県政の足跡を、客観的な事実に基づいて一巻の書に記録することで、県民の皆様の県政への御理解の一助とするとともに、先人の歴史の歩みを後世に継承していくことは、誠に意義深いものがあります。

この巻で扱う平成十四年からの十年間は、バブル経済の崩壊から徐々に立ち直りつつあった我が国が、リーマン・ショックに端を発する世界的な金融危機に見舞われ、また東日本大震災という大きな試練に直面した時期であります。この間、自民党から民主党への政権交代があり、本県でも八ッ場ダムの工事中止をめぐる動きなどありました。また、三位一体改革などの構造改革や、県内の市町村でも平成の大合併が進捗するなど、地方行政の面でも大きな変革がありました。一方で、富岡製糸場をはじめとする絹産業遺産の世界遺産登録を目指した取組や、北関東自動車道の全線開通など、新しい時代への希望を感じる出来事も多くあり

ました。

本書は、このような大きな時代の動きの中、県民福祉の向上と郷土群馬の発展に取り組んだ県政の動きを収めて刊行するもので、過去の五巻と一連の下に、群馬県政の修史をなすものです。

歴史を振り返り、先人から受け継いできた群馬の限りない可能性に思いをはせたとき、群馬県はもつと羽ばたける、という思いを改めて強くしました。全ての県民が幸せを実感しながら安心して生活でき、将来にわたって住み続けたいくなるような魅力あふれる群馬の実現を、皆様とともに目指してまいります。

結びに、今日に至るまで県政に御尽力いただいた県議会議員の皆様をはじめ、職員の努力、県民の皆様の県政への御理解、御協力に心から感謝申し上げます。本書が更なる県政発展の一助になることを願って発刊の言葉といたします。

平成二十九年三月

群馬県知事

大澤正明

現代群馬県政史第六巻の刊行を祝す

現代群馬県政史第六巻が収録する十年は、二十一世紀という新たな時代の幕開けであり、県政にとって大きな変革の時期でありました。日本経済は、バブル崩壊後の「失われた十年」と呼ばれる低迷期を経て、持続的に緩やかな回復を続ける中、アメリカの投資銀行破綻に端を発したリーマン・ショックにより極めて大きな経済収縮という影響を受けました。本県では北関東自動車道の全線開通が実現する一方、人口減少社会の到来や少子高齢化の加速、厳しい経済や雇用状況、これらを背景にした行財政改革への対応など、諸課題に直面して参りました。また、東日本大震災の発生により、防災・減災に対する行政や県民の意識が格段に高まった時期でもありました。

県政史は、広範にわたる県政の記録を一書に編さんし、県民の皆さんに提示して県政への理解と参加をいただく使命を負っております。本書が激動期にあつたこの十年の歩みを客観的な事実として記録し、将来に引き継ぐことは誠に意義深く、今後の県政発展のための一つの礎石となることを願ってやみません。

私たち県議会といたしましても、先人の歩みを冷静かつ謙虚に振り返り、県政に携わる者

として、県民の皆さんにとって魅力あふれるふるさと群馬を創造していく責務の一翼を担っているという責任の重さを改めて強く実感している次第であります。

結びに、本書の編さんに携わった多くの皆様の御労苦に対し心から感謝の意を表するとともに、本書が県政の足跡の記録として、これからの群馬県政の一層の発展と飛躍のために重要な役割を果たし、今後もこうした素晴らしい取り組みが継続することを期待して、お祝いの言葉といたします。

平成二十九年三月

群馬県議会議長

星野 寛

凡 例

- 一 本書の収録期間は、平成十四年四月から二十四年三月までである。
なお、記載事項に関連して、特に参考となる事項については、これにかかわらず掲載した。
- 二 本書の構成は、平成二十四年三月現在の部局課室（議会事務局、各種委員会は局、警察本部は部）を単位とし、それらを建制順に従って配列した。
- 三 組織等の変遷では、期間中に廃止・統合となった組織、その歴代の所属長等は、平成二十四年三月現在の組織から遡及して記載した。
- 四 職員数は、総務部人事課作成の現員表（派遣職員を除く）を用いた。
- 五 歴代の所属長等（団体等への派遣職員は除く）の在職期間は発令月日とした。
- 六 本文中の表現は、次の方式によった。
 - （一） 常用漢字、現代仮名遣いの使用を原則とした。
 - （二） 日付の表示は、原則として年月とし、必要に応じて年度、年、又は年月日とした。
 - （三） 元号については、同一段落中の最初についてのみ表示し、適切な文章表現の範囲にとどめた。
 - （四） 人名は、特に必要な場合に掲載することとした。

凡 例